

# 串間市高齢者生きがい活動促進事業者選定審査会実施要領

## 1 目的

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を促進するため、当該活動を行う団体等の立ち上げを支援することを目的とする。

## 2 募集の内容

- (1) 補助事業名  
串間市高齢者生きがい活動促進事業
- (2) 事業内容  
別紙「高齢者生きがい活動促進事業」実施要綱（農福連携推進事業）のとおり
- (3) 選定方法  
プロポーザル方式による書類審査により実施
- (4) 事業期間  
交付決定日から令和3年3月31日まで
- (5) 補助金額  
国の補助金内示額（1,992,000円、消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

## 3 参加資格

串間市高齢者生きがい活動促進事業者選定審査会（以下「審査会」という）に参加する者は、以下に掲げるすべての要件を満たす法人とする。

- (1) 串間市内に事業所を有するボランティア団体やNPO法人等の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 公募開始の日から交付決定日までの間のいずれの日においても、本市から指名停止の処分を受けていないこと。

- (7) 団体及びその役員が、串間市暴力団排除条例（平成23年串間市条例第21号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (8) 本事業の趣旨を十分に理解した上で、本市と目的を共有し、業務を的確に遂行できること。
- (9) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行うことを目的とする者でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納している法人でないこと。

#### 4 実施手順

- (1) 公募開始  
本市の公式サイトで公表する。
- (2) 質問の受付  
本要領に関する質問は、質問書（様式第1号）に記載し、提出すること。
  - ア 提出期限  
令和2年10月15日（木）17:15 必着
  - イ 提出先  
串間市医療介護課 介護保険係  
代表アドレス<kaigo@city.kushima.lg.jp>に電子メールで提出すること。
- (3) 質問の回答  
提出された質問事項を取りまとめ、令和2年10月16日（金）までに質問者に対し、質問回答書（様式第2号）を電子メールにて送付する。
- (4) 参加申込書の提出  
参加申込にあたっては、関係法令を遵守し必要な許可等を受けていること。ただし、これから許可受ける場合には、令和3年1月31日までに許可が下りるように手続きを完了させること。
  - 【例】農地の場合では、農地法第3条による許可
    - ※ 農地法第3条中「使用及び収益を目的とする権利」より
  - ア 提出書類
    - ① 串間市高齢者生きがい活動促進事業参加申込書（様式第3号）
    - ② 誓約書（様式第4号）
    - ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
      - ※ 「農産物の生産及び販売に関すること」が明記されていること
    - ④ 都道府県税、法人税、市町村税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
    - ⑤ 決算書（直近1期分）
    - ⑥ 団体役員名簿（任意様式）
    - ⑦ 関係法令に基づいた許可書等の写し
  - 【例】農地法第3条による許可の場合は、農業委員会発行のもの
    - ※これから申請等を行う場合は、許可が下りた時点で提出すること。

イ 提出期限

令和2年10月19日（月）17:15 必着

ウ 提出先

串間市医療介護課 介護保険係

エ 提出方法

郵送又は持参

(5) 参加資格確認及び通知

参加申込書を提出した者について、参加資格を満たす者か否かを審査する。審査結果については、串間市高齢者生きがい活動促進事業参加資格結果通知書（様式第5号）により通知する。

(6) 企画提案書の提出

次のとおり提出書類を作成し、提出すること。

ア 提出書類

- ① 串間市高齢者生きがい活動促進事業企画提案書（様式第6号）に必要事項を記載し、代表者名義を押印のこと。
- ② 事業計画書（様式第7号）  
「高齢者生きがい活動促進事業」実施要綱に基づく内容の提案。
- ③ 収支予算書（様式第8号）

イ 提出部数

正本1部、副本6部

ウ 提出期限

令和2年10月21日（水）17:15 必着

エ 提出先

串間市医療介護課 介護保険係

オ 提出方法

郵送又は持参

(7) 審査

提案内容の審査は、選定審査会を設置し、企画提案書類等を資料とし、審査委員からの質問に対する回答を考慮したうえで、プロポーザル方式による書類審査で実施するものとする。

ア 日時

令和2年10月26日（月）

イ 場所

串間市総合保健福祉センター

(8) 評価項目

評価項目については、別紙「串間市高齢者生きがい活動促進事業 審査基準表」のとおりとする。

## (9) 優先団体の決定

### ア 評価

評価は、企画提案書類等を基に、選定審査会が審査基準に基づき審査する。

### イ 優先交渉団体の決定

- ① 選定審査会は、各委員の評価において得点の高い者を優先団体とする。なお、最低基準点は全評価合計点の6割とする。また、各委員の全評価合計点を集計し、同数の場合は選定審査会の合議により決定するものとする。
- ② 選定審査会は、優先団体に決定した旨を通知するものとする。優先団体が申出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を選定審査会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

## (10) 審査結果

審査結果については、各応募者へ審査結果通知書（様式第9号）により通知する。なお、通知内容については、優先団体のみとし、点数等の開示は行わない。

## 5 スケジュール

公募開始から審査決定までのスケジュールは、以下のとおり。

①実施要領等の公表	令和2年10月8日（木）
②実施要領等に関する質問受付	令和2年10月8日（木）～10月15日（木）
③質問回答期限	令和2年10月16日（金）
④参加申込受付	令和2年10月8日（木）～10月19日（月）
⑤参加資格結果通知	確認次第通知する。
⑥企画提案書の提出	令和2年10月12日（月）～10月21日（水）
⑦審査会	令和2年10月26日（月）
⑧審査結果の通知	別途通知する。

## 6 その他留意事項

- (1) 審査会参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本要領に定めるもののほか、必要に応じ、追加資料を求める場合がある。
- (3) 受付期間終了後、提出された書類等の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (4) 提出書類の取扱いは次のとおりとする。
  - ア 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし選定審査会が本件プロポーザルに関する報告や公表のため、必要な場合は提案者の承諾を得ず、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
  - イ 提出書類は返却しない。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはない。

- (5) 提出した参加申込書を取り下げる場合は、任意様式を作成し、速やかに提出すること。
- (6) 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
- ア 「3 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合
  - イ 申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし、申請書類に誤字や脱字など軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとする。
  - ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
  - エ 応募者が審査関係者に対する不正な活動を行ったと認められた場合
- (7) 本事業の取組や成果については、広報紙など本市の各種広告媒体で公開する場合がある。

## 7 担当部署（問合せ先）

串間市医療介護課 介護保険係

〒888-0001 宮崎県串間市大字西方 9365 番地 8

T E L : 0987-72-0333 (内線 512)

F A X : 0987-72-0310

E-mail : kaigo@city.kushima.lg.jp

(別紙)

### 串間市高齢者生きがい活動促進事業 審査基準表

事業内容	審査の着目点
・ 取組内容（事業の全体像が分かる内容か）	
目的の具体性	○ 本事業の目的に対し、具体的な内容となっているか。 （具体的な効果、成果が期待できるか。総合的に判断し、地域にあった計画か。）
農地の確保 や計画性	○ 農地の確保や農作業の展開、農作物の販売などが具体的な計画となっているか。 （実施方法は具体的か）
拠点の確保 状況	○ 高齢者がいきいきと活動ができる場所（活動拠点）が具体的に確保されているか。 （対象事業としての確か）
・ 地域における介護予防や生活支援に関する課題との関係	
課題抽出	○ 地域課題を分析し、課題抽出できているか。 （新しい発想で、課題分析できているか）
人員確保	○ 目標達成のための人員は充分かまた、支援体制はどうか。 （組織体制や農業の専門的な知識は充分か）
課題解決に向 けての考え	○ 抽出された課題や介護予防に対する考え方は具体的か。また、効果をどう考えるか。 （事業遂行能力は、充分か）
独自提案	○ 独自の提案による事業の展開を提案しているか。 （新たな展開等を提案できているか）
・ 利用料等、事業収入を得る方法	
収入確保	○ 次年度以降の事業継続に向けての収入確保（計画）をどう考えるか。 （事業費にあった効果・成果が期待できるか、事業の継続性はどうか）